

# 婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

(あて先) 青森県弘前市長

## 届出時の本人確認

届出の際、窓口で本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）を提示いただき本人確認を実施しています。本人確認書類を提示できない場合でも届出はできますが、後日お知らせを送付させていただきます。

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。）  
届書は、1通でさしつかえありません。  
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。  
令和6年3月1日以降、この届出に戸籍全部事項証明の添付は原則不要になりました。

届出時に住民登録をしている住所、世帯主を記入してください。  
(お引越しや、世帯を一緒にするなど、住民登録が変更になる場合は、別に届出が必要です。婚姻届のみでは住所は変更にはなりません。)

(1)	氏名	夫になる人 ひろさき じょう 氏名 <b>弘前 城</b>	妻になる人 しらかみ さくら 氏名 <b>白神 桜</b>																		
	生年月日	昭和〇年〇月〇日	昭和〇年〇月〇日																		
(2)	住所	弘前市大字白銀町 1番地1号	弘前市大字朝日町 四丁目5番地6号																		
	世帯主の氏名	弘前 城	白神 富士男																		
(3)	本籍	弘前市大字りんご町 二丁目3番地4番	弘前市大字朝日町 四丁目5番地6番																		
	筆頭者の氏名	弘前 太郎	白神 富士男																		
(4)	父母及び養父母の氏名	父 弘前 太郎 続き 柄男 母 弘前 花子 二 女	父 白神 富士男 続き 柄男 母 白神 雪子 長 女																		
	養父	続き 柄子	続き 柄女																		
	養母	養 子	養 女																		
	婚姻後の夫婦の氏名	新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 氏・新しい本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <b>弘前市大字白銀町 1番地1番</b> <input type="checkbox"/> 妻の氏																			
(5)	同居を始めたとき	昭和 令和 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)																			
(6)	初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 昭和・平成・令和) 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 昭和・平成・令和) <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日																			
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<table border="1"> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で営業している世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯</td> </tr> <tr> <td>夫</td> <td>妻</td> <td>6. 仕事をしている者のいない世帯</td> </tr> </table>		夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で営業している世帯	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯
	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯																		
夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で営業している世帯																			
夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																			
夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)																			
夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯																			
夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯																			
(8)	夫妻の職業	(国勢調査の年…令和 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業																			
その他	押印は任意です。																				
届出人署名	夫 <b>弘前 城</b> 印	妻 <b>白神 桜</b> 印																			
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 記入不要 日 妻 年 月 日																				
連絡先	電話 090 -1234 5678 夫 090 -1234 5678 妻 自宅・勤務先・携帯																				

署名	弘前 太郎 印	津軽 弘子 印
生年月日	昭和〇年〇月〇日	昭和〇年〇月〇日
住所	弘前市大字りんご町 二丁目3番地4番	弘前市大字白銀町 4番地5番
本籍	同上	弘前市大字朝日町 一丁目8番地9番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

両方または一方が亡くなっている場合でも氏名を記入してください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

どちらの氏を称するかチェックをし、婚姻後の夫婦の本籍をどこにおくか記入してください。ただし、☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは空欄としてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

届出入等	夫	妻	使者
確認	有・無	有・無	有・無
本人確認	1号 免・旅・( ) 2号 保・年・( ) 3号	1号 免・旅・( ) 2号 保・年・( ) 3号	1号 免・旅・( ) 2号 保・年・( ) 3号

この欄は記入不要です

住民登録変更の届出は、平日の午前8時30分～午後5時までになりますので、土曜・日曜・祝日及び時間外(午後5時～翌日午前8時30分)に婚姻届を提出する場合には、後日改めて住民登録変更の届出をしてください。

◎ 署名は必ず本人が自署してください

必ず日中連絡がとれる電話番号を記入してください。  
市民課職員が問い合わせすることがあります。

ご不明の点がありましたら、担当の職員にお尋ねください。  
弘前市役所市民課戸籍係  
電話 0172-35-1111 内線352, 396

消せるボールペンは使用できません